

## 福島県子ども・子育て会議運営規程 新旧対照表

改正後			改正前		
(目的) 第1条 (略) (部会) 第2条 会議に次の部会を置く。			(目的) 第1条 (略) (部会) 第2条 会議に次の部会を置く。		
名称	委員数	所掌事項	名称	委員数	所掌事項
(削除)	(削除)	(削除)	計画部会	11名以内	子ども・子育て支援法第77条第4項各号に掲げる事務に関する事項
認定こども園部会	5名以内	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第17条第3項、第21条第2項及び第22条第2項に定める事項	認定こども園部会	5名以内	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第17条第3項、第21条第2項及び第22条第2項に定める事項
(削除)			2 会議は、 <u>計画部会の所掌事項</u> について、 <u>条例第7条第6項</u> に基づき <u>計画部会の決議</u> をもって会議の議を経たものとする。		
2 会議は、認定こども園部会の所掌事項について、 <u>条例第7条第6項</u> に基づき <u>認定こども園部会の決議</u> をもって会議の議を経たものとする。			3 会議は、認定こども園部会の所掌事項について、 <u>条例第7条第6項</u> に基づき <u>認定こども園部会の決議</u> をもって会議の議を経たものとする。		

(緊急措置)

第3条 (略)

(会議の公開)

第4条 (略)

(庶務)

第5条 (略)

(雑則)

第6条 (略)

附則 (略)

附則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

(緊急措置)

第3条 (略)

(会議の公開)

第4条 (略)

(庶務)

第5条 (略)

(雑則)

第6条 (略)

附則 (略)

(新設)